

## ■令和元年度敦賀市中池見湿地保全活用協議会 第二回会議

[議事録]

日 時：令和元年 8 月 27 日（火）19：00～21：00

場 所：敦賀市消防 3 階 消防講堂

出席者：会員 11 名、顧問 4 名

---

### 開会

#### 1 あいさつ

- 令和元年度敦賀市中池見湿地保全活用協議会第二回会議の開催にあたり、会長より、以下のあいさつがあった。

(会長)

皆さんこんばんは。前回も皆さんから意見をいただき、方向性も見えてきました。今回、事前に配布資料を送付していただいたので、皆さんそれをご覧になって今日、お越しいただいていると思います。ですので、皆さんの色んな意見が次に繋がると思いますので意見よろしく願いいたします。

#### 2 議事

##### 【議事 1】 会員異動について（新規加入）

(会長)

では、会議次第に則り進めて参ります。議事 1 ですが、事務局より連絡があったとおり、新規会員登録の応募がありましたので事務局より説明していただきます。

(事務局)

議事 1、会員登録、新規加入について説明いたします。資料冊子の表紙は本日の会議次第となっておりますが、めくっていただきますと、資料 1 が出てまいりまして、更にめくっていただきますと、参加者名簿が出てまいります。その下欄にスミ付きのカッコで「新規会員登録申込み」として記載してあります\*\*様より、事務局に、当協議会の会員となる申込みの意思表示がなされましたので、協議会の会則に基づき、お諮りするものでございます。なお、\*\*様は、保健・医療・福祉や環境保全などの分野で、主に敦賀市内で活動されている NPO 法人です。昨今、中池見湿地の保全、活用、とりわけ今後の方向性については、協議会の会議でも頻回に取り上げられ、新聞等に報じられることも多くなっております。そのような中、\*\*様からは、昔から中池見を知るところでもあり、今後のことについて協議会で意見を述べたい、今後の中池見に携わっていききたいというお話をいただきまして、新規加入の手続き方をご案内いたしましたところ、事務局に対して、「会員登録申込書」の形で意思表示がありましたの

で、協議会規約に基づきまして、会議にお諮りするものでございます。説明は、以上になります。

(会長)

新しく入っていただけるということで、色んな地元の方、市民の方の意見をいただけるのでありがたいことだと思います。今後、NPO 法人\*\*さんは協議会に関わっていくということで議事を進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

せっかくですので、NPO 法人\*\*さん、一言お願いいたします。

(会員)

\*\*でございます。中池見の協議につきましましては大阪ガスが用地を進出する議会事案の時から、あの辺一体、私は地権者になりますので黙って長い間見ていましたが、こういう形で少しずつ整理され、大阪ガスが退去した後はラムサール条約を締結し、維持されているので、そんなに気に留めてはいませんでしたが、このところ新聞で金銭問題が取り上げられているので、一体どういう形で物事が進んでいるのか疑問に思ったので傍聴させていただきたいと思いました。そして環境廃棄物対策課さんに聞いたら協議会の会員になられたらいかがですかと言われたので、会員にさせていただきました。今後、新幹線が開通して観光客が多く訪れます。また、その他色々な面でにぎわいもあると思いますし、中池見に来られる方も大勢いらっしゃると思いますので、誠に勝手ではございますが、傍聴させていただきます。よろしくお願いいたします。

## 【議事 2】 前回議事録の確認

(会長)

では、議事 2 の前回議事録の確認について、事務局お願いいたします。

(事務局)

議事 2、前回議事録の確認 について説明いたします。

前回の会議で、議事録の作成、取扱いに関するご意見がありましたので、今回から議事録の作り方を改めまして、会議の録音をもとに、可能な限り逐語で起こした議事録といたしました。この議事録は、さる 7 月 1 9 日、皆さまに元案をメール送付いただきまして、ご返信いただいた加除訂正を加えたものでございます。内容的には、ページ下の番号で 2 ページからですが、まず「議事 1 前回議事録の確認」といたしまして、前々回、平成 3 0 年度の第 4 回の議事録を確認いただきました。その次、ページ番号 4 以下でございます。前回会議の最も大きな議題でございますが、中池見施設運営の今後のこととして、「議事 2 冬季休業の検討」ということで議論、ご意見をいただきました。さらに、2 0 ページ以下ですが、「議事 3 条例案の検討」といたしまして、事務局の方で考えておりました案をお示しいたしまして、ご意見をいただいたところでござい

ます。この議事2と3につきましては、今回の議事につながる場所でもありますので、議事録本体とは別に、後ろの方に「資料2附」といたしまして、今回の便宜もありますので、議事要旨をまとめてございます。続いて、24ページ以下でございますが「議事4 構成員活動計画」として、今年度の活動についてご紹介いただいたり、25ページ以下の「議事5 その他」といたしましても、またご意見をいただいているところがございます。説明は、以上になります。

(会長)

事務局の説明に関して何かございますか。

この議事録は事前に確認されているわけですね。

(事務局)

はい。

(会長)

議事録が今回の資料の半分以上の量をとっていますので、記録としてはHP等にアップして残ってきますので、紙資源のことも考えますと、皆さんに事前に議事録を確認していただいて、修正等を確認していただいて、資料として配布するものは、まとめた用紙のほうで十分だと思いますので、そういった形でよろしいでしょうか。あと、概要につきましては会議終了後、事務局で議事録を作成していただいて、委員に確認していただいて、公式の記録として残しておく。配布資料については、今の議事録のまとめた配布をするかたちにしていただきたい。よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

### 【議事3】 条例案の検討

(会長)

それでは議事3に移ります。条例案の検討ということで事務局お願いします。

(事務局)

再び事務局でございます。議事3 条例案の検討 について説明いたします。資料3になります。資料3の中表紙をめくっていただきますと、ローマ数字小文字のi(イチ)としてありますページをご覧ください。前回以前の議論の続きでございますので、議論のまとめ ということで載せております。前回、7月11日に行った今年度第1回の協議会会議でのお話のまとめですけれども、まず、前回は、中池見の冬季休業について「冬の一定期間(12月～翌2月)、ビジターセンターを閉館するもの。冬季休業の期間中、中池見人と自然のふれあいの里に職員は常駐しない。なお、藤ヶ丘側入口の門は開いた状態であり、藤ヶ丘側入口の駐車場及びトイレは使用可能。また、ビジターセンター周囲の木道等園路、中池見湿地全体の歩道は通行可能。冬期休業中、園内巡視は市が直接行い、特に禁止しない限り、通行可能とする。ただし、冬期休業中は、木道を含む園

路等の除雪等の管理は行わない。」のように提案いたしました。これは、前回会議資料の引用でございます。そういたしましたところ、皆さまから頂いたご意見をいただきましたので、ページの中ほどにまとめてございます。ご意見の内容は「反対意見」と「慎重意見」に分類をしてございます。それら意見のほかに、前回示した条例案文についてご意見がございましたら、先月中、7月中旬に事務局までお寄せいただきたい、と会長にまとめていただいたのですけれども、残念ながらそれに対する意見の提出はございませんでした。それを踏まえまして、今回お示しする案の概略を、次のページ、ローマ数字小文字のii(二)としたページにまとめてございます。まず、前回お示した条例案文に、「ラムサール」ですとか、保全の理念といったことが盛りされていない、というご意見がありましたので、それをうけまして、条例案文の第1条を再検討いたしました。後ほど見ていただきます。それから、冬季業務について再検討をいたしまして、今回提案する内容をまとめてございますが、これは条例案文の第5条とその説明文に反映してございます。それでは、資料をめぐっていただいて、条文案文として、今回お示しする案を説明してまいります。まず、第1条ですが、ラムサール条約ということ、それから保全の理念ということを条例に盛り込むために、ラムサール登録基準に該当する中池見の特徴を条文自体に摘示しました。具体的には条文案中の「泥炭層」、「絶滅のおそれのある生物種」、「生物多様性の維持に重要な動植物」ですけれども、それらを保全するということを書いております。加えて、その自然環境を次代に引き継ぐという理念も盛り込んでおり、そのために「中池見人と自然のふれあいの里」という施設を設置することを述べております。それから、冬季業務のあり方ですけれども、これは第5条の説明欄に反映しております。第4段落、「第2項について」以下の部分です。まず、冬季は来園者が少なく、現状でも屋外の業務はほとんど行われていないので、施設に常駐するスタッフを市職員のみとしたい考えです。その結果、ほかの季節のような、今行っているフルの施設提供は無理が出てまいりますので、屋内施設提供業務、具体的には貸館や来園者案内といった対応ですけれども、それらを冬季は行わないこととしたいと思っております。施設の巡視点検等、保守管理は在所のスタッフのほか、市の担当部署において取り扱います。なお、職員がセンターに詰めている時間帯の立寄り休憩程度は可能としたい考えです。また、これは前回のご提案と同じですけれども、園内立入禁止にはしませんし、屋外施設は利用可能とする考えです。もともと中池見人と自然のふれあいの里は、立入禁止は考えづらい施設ですので、これは必然的にそうなるかと思っております。前回以前の議論を踏まえた検討の経緯ですけれども、前は、冬季はビジターセンターにスタッフを常駐させず、閉館とすることを提案いたしておりました。その結果、基金の現状を踏まえて、経費節減の必要性自体はご理解をいただきながら、そのあり方については、保全管理上の不安から、無人化を懸念するご意見をいただいておりますので、今回お示した案のように改めたものでございます。その後、次のページ以降、第6条以下ですけれども、前回の会議以降、ご意見をいただいておりますので、それ以降は前回のまま再提案す

るものでございます。それから、資料3附として配布いたしました追加で資料ですけれども、これは、冬季業務をどう考えるかと、市からの委託業務の範囲、その反面の各主体の市民活動にお願いすることになることの範囲を概念的にお示しするものでございます。前回、冬季業務をどう改めるかによって費用がどう変わるかを把握すべきである、との議論もありましたが、委託業務の量になりますので、費用のこととも深く関連してくる概念図になります。ただ、各場合の詳細な費用試算結果については、将来的な市の公契約の設計額になりまして、申し上げかねますので、あらかじめお断りしておきます。まず、一番上の「現状」と書いてございますのが、現在の中池見の管理運営業務委託の模式図でございます。薄青くしてございます部分は、前回もお示ししたとおり、冬季間において外の作業はほとんど行われておりませんので、そのことを表したものです。これは既に契約済みのものですので、金額まで申し上げることが出来ますが、冬季の3ヶ月を含めまして、月額税抜82万9千円になります。今年10月以降消費税の税率が10%になることを見越しまして、次年度以降の所要額に引き直しますと、年額1,094万3千円ほどになります。その下、案1・今回案としておりますのが、先ほど説明した冬季運営のあり方に移行した場合です。所要額は、詳細な額は申し上げかねますけれども、現状額と比べまして250万円ほどの削減になります。その対案ということになりますのが、中ほど案2としてありますもので、冬季の屋内業務の委託を維持する代わりに、通年に渡って自然環境保護の作用、具体的には生物の生息状況の調査ですとか、生息環境の整備、それとも関連いたしますが田んぼの関係、外来種防除といったことの業務範囲を、ビジターセンター周辺のみに関わり、それ以外のエリアについては各主体の市民活動に委ね、委託業務から削るものになります。現状と比べまして、200万円ほどの削減になるものと考えております。さらにその下、案3としてありますのが、自然環境保護の作用はすべて各主体の市民活動に委ねるというもので、現状と比べまして、おおむね300万円ほどの削減になるものと考えております。一番下の案4は、冬季業務と自然環境保護の作用をすべて削ったものになります。これはは、現状と比べまして500万円弱の削減になるものと考えております。厳しい内容ではありますが、事務局としましては、現状の基金を大切に温存し、持続可能な保全活動を行っていくため、また保全活用計画にある自立した保全活用といったことをおこなっていくためには、市民の理解をさらに得られるよう、近い将来には、真剣にこのようなことに変えていかなければならないと、強く考えております。説明は、以上になります。

(会長)

前回の会議の内容を受けて修正されてきた部分が今の赤字の部分になります。また、前文の第1条のところは、反映されています。皆さんに議論していただきたいのは第5条の冬季休園についてであり、ここに書かれてあるとおり修正案、事務局案でできていますので、先ずはこのあたりについて何かご意見ありますでしょうか。

(会員)

市の職員とは館長のことを言われているのか知りませんが、館長がどれだけ動植物等の知識があるかわかりませんが、動植物等の管理をできる方ではないと思います。やはり、しっかり知識のある方がいてこそ、適切な予防処置等ができるのではないかと思います。前は話がややこしくなりますので話しませんでした。私が考える必要最低限の人員はスロープカーを動かす前提で考えておまして、前にもお話しましたが、小さいお子さんを連れてお母さんたちが中池見に集合して、そこで、自然の中で安心して遊ばして帰る。スロープカーがなくなったら、来れない。それが、ずっと頭から離れません。スロープカーが止まってしまうなら、署名活動でもという話も出た。スロープカーが無くなったら私たちもいけなくなるので、スロープカーが止まってしまうのであれば署名活動でもしょうかとそういったお母さん方と話をしています。その方々は2、3日前にも中池見の田んぼの稲刈りをされていまして、小さいころから自然にふれあってほしいという考えの保護者がいらっしゃるの、そういう人たちを大切にしていきたい。前回の対策として車で入ってきたらいいのではないかとあったが、一部の方に許可をすると制限がなくなるし、車に種等がついていて、それが中池見に持ち込まれるおそれがある。冬場こそ、スロープカーがなくなると雪が積もったところを、子供を連れて歩いてくるのは大変危険なことであるため、冬こそ逆にスロープカーが必要ではないかと思えます。よって、スロープカーを含めた最小限の人員の配備をお願いいたします。

(会長)

例えば条例のスロープカーの話は載せないのかというところですね。

(事務局)

載せないですね。

(会員)

質問いいですか。

(会長)

どうぞ。

(会員)

4のまとめの常駐するスタッフは市職員のみとして、管理と点検を在所のスタッフで行うとありますが、この在所のスタッフというのは市職員ということですか。

(事務局)

そうです。

(会員)

要するに、センターには市職員を1人置くということですか。

(事務局)

配置は館長1人を考えています。

(会員)

冬季は館長が1人でいるということですか。

(事務局)

はい。

(会員)

\*\*さんが懸念されているのはそこだと思います。現在3人体制であるのはスロープカーの対応があるからです。絶対に3人でなければならない必要はないですが、安全を考えて3人にしています。以前は4、5人いましたが色々減らしていくなかで、館長を含め3人はいないと対応できないということで、3人お願いしています。ということで、冬季は特に除雪とかありますし、除雪中に電話対応やスロープカー対応などいろいろと対応しなければならないので、これを1人で回すのは厳しいのではないかとおもいますし、スロープカーのことを考えると1人は非現実的であると思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。ほかありますか。

事務局に聞きたいのですが、例えば、休業期間のときだけがこのように記載されてこういう案になっていますが、いま言っていたことをもう少し現実的に考えないといけないと思うがその部分は条例とは別ですよ。

どこまでを残す残さないとか、そういう話になってくるので、この文章だと具体的なところがみえてこないで、細かな話がないと条文の内容に繋がってこないと思います。例えばこれを前提としたときに、事務局としては、スロープカーを残す残さないとか、その辺のところはどうでしょうか。

(事務局)

基本的には、館長で対応していただくよう考えています。もし、中池見で何かあった場合は環境廃棄物対策課の職員が現地に向かい対応するよう考えています。

(会員)

何かあったときに市役所から駆け付けるのですね。

(事務局)

そうです。

(会員)

それがすごく心配です。

(会員)

館長1人がおりまして、冬季期間中はスロープカーを止めることを考えている。そういうことで皆さんの考えをお聞きしているわけですが、当然、何かあって困りますが、万が一何かあったとき、市職員は向かいますし、作業場2、3人必要な場合は市職員が向かい対応することになると想定しております。

(会長)

施設に常駐するスタッフが市職員1人であることに皆さんどう思われるのかが話の大きなところだと思いますが、その辺り皆さんどうでしょうか。

(会員)

何もなければ1人で対応できると思いますが、トラブルが重なった場合に果たして1人で対応しきれぬのか。中池見から電話を受けて市役所から向かうのに20分ほどかかるので人命にかかわるときはどうするのか考えてほしい。

(会員)

施設を管理するうえで一番問題になってくるのは、例えば台風や大雨、大雪などの時に対応が通常より必要となってきます。台風の場合は中池見に人がいるわけではないので、台風が過ぎ去った後に施設がどれだけ損傷しているとか、大雨によって地滑りがどれだけ発生したのかとか、そういった事後の対応になってきます。大雪については本当に大雪の場合、人は入っていかないと思いますし、寒時期に自然を愛する人が入ることはあると思いますが、その中で人間が向かえない時は市職員が向かっていかなければいけないし、1人では危ないので2人体制になると思います。これは人が踏み込めないような状況を申していますのでそうそうないのかと思います。繰り返しになりますが天候の場合で対応が必要になってくるのではないかと思います。

(会長)

皆さん懸念されているのは冬の間市の担当者が1名だけいるということですね。確認ですが、第5条の、右側の説明ですと、第1項と第2項については、第2項のところ施設の常駐するスタッフを市職員のみとし、と書いてありますが、これは右側は説明ですよ。

(事務局)

はい。

(会長)

このいまの、スタッフは市職員のみというのはどこにでていますか。

(事務局)

条例の中には出てきませんが、こういった考えのもとこういった条例案文を作成したということで、条例の中にスタッフを何人配置するとか細かいことは記載しません。

(会員)

条例の中に細かい人数とかは書きません。ただ、運用でどのように管理していくかというときに、そういった決め事をしまして、市職員を何名配置するか決めます。しかし、そういった決め事は条例と合わせてこういう風にしようと考えているのを皆さんにお示ししているわけですので。前回皆さんがおっしゃいました意見をふまえて市なりに考えますと、館長1人が常駐すると考えています。ただ館長1人ということは条文の中にはできません。

(会長)

これからセットでついてくるということですが。

(会員)



はい。これだけ示しても、どういった対応をとるのかという話になってくるので、この条例を書いた後付けには、理由としては、館長の対応が問われるということを記載しています。

(会員)

冬季の間は館長が1人でいて、休憩するときは使用できると。しかし、特に問い合わせに関してはお答えしない。また、ふれあいの里の屋内の施設及び設備の提供は行わないということですので、例えば、市は今年度ふれあいの里から情報を発信するという事は一切やらないということで、そういったことは中池見ねっとの皆さんにお願いすることで予算をさげましたよね。情報発信をしないということをするのであれば、逆にもっと市民が使用しやすい場所として整えてほしい。市民が主体的に動いてほしいのであれば、閉鎖していくのではなくて、使えるようにしてほしい。だから、私は館長の身の安全もすごく心配ですけれども、それと同じくらいあの施設がこれでいくと使用できないものになる。言ってくだされば開けますよとおっしゃってくれると思いますけれども、それは不公平になると思います。一般の皆さんは、冬季は使用できないと思っているのに、言ったら使用できるのは不公平でわかりにくいと思います。だから、この条例案の中では閉館とは書かれていませんが、事実上閉館的な、になっていると私は思います。この前の会議でも開けてほしいという意見が多かったわけですから、開ける方向で考えていただきたい。

(会長)

いま多分、開けるっていうところで、休憩ができる程度で施設を開けるのか、施設の会議室等を使用できる程度で施設を開けるのかという、その違いかなって思うんですけど。私は単なる施設ではないと思います。建物の管理だけをすれば、施設は開いているとするのは、利用する側としてはなかなか利用しにくいのではないかという意見であったと私は思います。

(会員)

去年開けられて、どういう人たちが訪れるのですか。

(会員)

冬の間は、ウォーキングの人たちは毎日来られますし、薪ストーブにあたり、お茶を飲みながらお話をして帰っていく人が多い。あとは、雪が多ければ多いほど鳥は多くくるので、鳥が好きな人が訪れるということがあります。あと、団体でっていうことはあんまりないんですけど、咸新小学校さんは冬の間に来て、雪が降ったときにわかるみず道を観察しに来て、雪遊びして帰る、みたいな。

(会員)

だったら、そうやってこられた人たちが、来園者が安全で困らないような方法を考えるほうがいいんじゃないかって、思うんですが。どのようなトラブルが発生するかを考えてそのトラブルに対処できるような人員配置が最低何人必要かですね。

(会員)

除雪なんですけど、結局駐車場の除雪はしてくださるのかくださらないのかというのも大きいと思うんですね。いくらでもこれですよっておっしゃっても、除雪を極曲までしろとは言いませんけど、せめて藤が丘は除雪をしていただくのであれば、車を置く場所がなくて、訪れる方は困ると思うんです。センターがあるなしに関わらず。そういうのって館長がされるんですかね。って言うことも考えると、大雪でラッセルしないといけなくなるほどの大雪でなくても雪がそこそこ積もれば除雪はしないと入れないので。坂ですしね。

(会長)

ほかの委員の皆さん方、このあたりについてご意見をいただきたい。

(会員)

コストの話なんですけども、冬季の中で12月から2月の3ヶ月間。例えば館長一人が頑張るのではなくてスタッフをつけたとするとどのくらいのコストになるんですかね。

(会員)

人がおっていただくということは、全てほとんど人件費になろうかとおもいます。その人がどんな雇用形態かということも思っても金額に幅が広がってくると思います。それをどこに頼むかということについても管理費とかいわゆる人に直接払うわけではないので、その組織がきちり事務管理するための費用も当然必要なわけですから、ご想像におまかせしたいわけですが、1人がアルバイトさんで雇ったときに、非常勤で雇ったときにどれくらいってというのが1ヶ月のお金ぐらいかなと思いますが、それ以上に組織に頼んだときには、委託に出したときには、人件費だけでは終わらない部分があるとは思いますが。ちなみに館長の人件費は基金からは出てないです。一般財源から出ています。

(会長)

この形だったら市のお金で館長をとっていい。

(会員)

市のお金で一般財源で館長さんの人件費は出ておまして、今おっしゃられました、もう1人という雇用になりますと当然委託の金額になりますので、それは基金からのお金ということになります。

(会員)

冬季閉園をした場合、館長1人で頑張っていた場合ですね、今スタッフ何人か働いてますよね、その方は休職扱いなんですか、給与とか出るんですか。出ないんですか。

(会員)

今、ネットさんに委託費を払って維持管理をしていただいております。そこで、どのような雇用形態にされているのかちょっとわかりませんが、委託の中での雇用ということで、市が直接その方を雇っているわけではございません。

(会員)

3ヶ月間仕事がないわけですよ。一言でなにか言っていたらわかりやすいですよ。給与出ませんとか、休職扱いですとか。そういうのないんですか。

(会員)

それは委託先の雇用条件に関する事で

(会員)

ねっとの中での問題ですかそれは。

(事務局)

正確には次年度以降の委託先のことになりますね。

(会員)

あとひとつ、いいですか。生き物飼われてますよね。メダカとか。前回、自然に返す、戻すと自然に行ったのかなという非常にわかりやすい話だったんですけども、開園する前にまた捕まえるの大変ですよ。昨日まで自然に帰ってて翌日開館しました。子どもたち来てメダカがない、メダカはいつ来るんですか、という場合の対応とかは。

(事務局)

今の説明につきましては、前回もそのような意見がございまして、そのために職員がセンターにつめている時間帯等の立ち寄りとか可能な状態になっておりますので、その中で、対応できるものがあるのではないかと考えております。

(会員)

例えばメダカに餌をやるとかそういうのはできるわけですね。

(事務局)

前回の意見を踏まえて館長さんが立ち寄ったりすることができるような状態になっているので、可能になると考えたんです。

(会員)

ねっとさんに質問です。館長が維持管理できますか。

(会員)

現状としては、現状の今の館長の仕事はずっと館にいろと巡視をしてくださっている。例えば水槽の面倒をみてくださいと言っても、言ったらしてくださるかもしれません。それはちょっとわかりません。今、現状としてはされていない。

(会員)

されてはいないのならいきなりはできませんよね。

(会員)

多分、今は水槽に関してはまだ委託の中でやっていることで、

(事務局)

現に、展示は委託内容ではないと把握していますが。

(会員)

申し訳ない。ここでこの話を本当はしたくなかったんですが、展示は仕様書からはずすっておっしゃってるんですけど、百歩譲ってパネル展示に関しては私達だけがやらなくても他のみなさんがやってくださってもいいから、仕様書から外しても自主事業としてやれると思ったんですけど、水槽の管理を誰でも皆さんやってくださいねって言うわけにはいかないと思っている、あそこはただ見せるだけにあるんじゃないかと、あそこには、一応、域外保全っていう意味のものでもあるんですよ。だから、どじょうが例えば今、おいてあったりしますけども、そういうものが、例えば問題が起こってどじょうがなくなってしまったときにあそこにあるって言うことが大事なんですよ。だから、そういう意味ではあそこはただ、かわいいね、きれいね、って言うだけの水槽ではないということを私はとっくにご存知だと思ったんですけども、だから、水槽展示に関しては自主事業に任せるといのはあまりにも無責任じゃないですか、って言うことで、私達いつも報告も載せています。パネル展示に関しては、書くなと言われたので書いていませんけども、水槽に関しては報告は毎月しています。私達は、そのまま受け入れていただいたのだなというふうに思っております。ということで、一切の情報発信についてはすべて、一切ふれあいの里からはしていないというような現状なんです。常設展示以外は企画展示に関しては私達自主事業でやってますし、その他のものに関してもこちらから発信したものをふれあいの里の方のホームページに載せては頂いてはいますけども、それはふれあいの里が発信しているわけではなくて、私達が発信しているものを載せていただいているということなので、ふれあいの里からの発信というのは一切ないわけですね、だとすると、本当のことを言うと、この本則1条のこの自然環境の保全及び自然環境を時代に継承する意識の啓発に資するということは、かなりどこがという感じがありまして、箱モノがあるのはあるのはかなり大事です。すごく。それとしては場所があるのはすごく大事なことなただけど、もし、場所があるだけでもいいでしょとおっしゃるのであれば、ちゃんと生かせる場所にしてほしいんですよ。でも、少なくとも水槽に関しては、あれは敦賀市の備品ですし、それはやっぱり責任を持って水槽の管理は市としてやっていただきたい。

(会員)

水槽の生態展示を今後改善するというか、なくしていきましょうという前回そんな話をさせていただきました。今回、館長が1人いればその間は入ってくるわけなので、その管理はできるというふうに考える中で、

(会員)

水槽はなくしていきましょうという話でした？

(会員)

生態展示は外に放流して・・・

(会員)

それは前々回の話でしょ。前々回そういう話があったら、前回、\*\*さんからも、それ

から田上からも、展示はとても人気があるし、あれをなくすのはもったいないという意見をいただいたとおもいます。

(会員)

館長がおるわけですから、館長が餌をあげることは特段可能であるのかなというふうには考えておりますけども。今の委託内容とか仕様の話はまた別にしまして、細かい話なので、基本的にそうなんですけど、

(会員)

ちょっといいですか。今黙って聞いてますと、枝葉ばかりの話でて、基本的に敦賀市はラムサール条約に入った中池見をどう運営管理していくのか基本的な問題が見えてこないんですけど、皆さんはそれがわかった上でお話しているんですか。私初めてきたんで、ちょっと不自然な感じがするんですけどね。そこに県の方もおられますけど、県はどんな考え方なんですか。

(顧問)

実際に具体的にこうしていこうというところまではまだ行ってないんですね。その基金がなくなったときに、

(会員)

基金がなくなるという問題じゃないでしょ。ラムサール条約に基づいた中池見をどういうふうにしていくのかと、その中で基金を使うか、市の金を使うか、それとも NPO 法人が勝手に自主財源で物事をするのか、そういう3つの組み合わせでしょ、その元々の基本が私初めてきたんでわからないんですけど、皆さんもわかってないようなもの言い方してるから、一体どんななっとるんですかこの問題は。

(事務局)

敦賀市としましては保全活用計画を策定しまして、

(会員)

活用計画はあくまでも絵に描いた餅でしょ、基本計画に基づいた条例とか市条例とか県条例とかなんかあるんですか。

(事務局)

そうじゃなくて、この保全活用計画を作って、この活用計画の中で協議会ができております。

(会員)

だから、協議会とかの問題じゃないでしょ、協議会が基本的な条例を作るわけじゃないでしょ。基本的な条例は議員さんがつくるんですよ。それなら、基本条例を出さないよ。

(事務局)

そうじゃなくて、こちらでラムサール条約をとったときに、これからこの中池見をどうしていくかという形の中で、

(会員)

それは10年も前からの話でしょ。これが10年ってことなんですか。それでは今まで皆さんがやってたのは何なんですか。

(事務局)

計画の中でこの協議会をつくって、この計画にのっとった実施を行っていくための連絡を。

(会員)

それが10年ですか。それはないでしょ。これ市民が聞いたら怒りますよ。こんなアホな話。私、ずっと外から見てましたけどね、ここへ来て最初は傍聴させていただきまずわて言うたけど、こんなもん子供の学芸会でも学級委員会より悪いやないの。元々基本計画がなければ話にならなでしょ。それに基づいて予算があつて、予算があつた中で、皆さんがNPO法人ならNPO法人それぞれ好きな方々が田んぼをやらしてください、ふなとかどじょうとか管理さしてくださいって自主的にやるのが本来の筋でしょうが。元々の基本がないのにいざ畑やってなにすんの。元々の幹はどこいったの。10年も経ってまだ幹がないんですか。

(事務局)

幹は保全活用計画でございまして、

(会員)

だから活用計画はあくまでも絵に描いた餅やろな。

(事務局)

それはちょっとひどいと思うんですけど、これを否定するとこの計画は全部ボツになる。

(会員)

基本計画は条例に基づいて作るもんやろうが。基本計画に基づいて条例ができるかな。国はそんな方針で物事やっとなるかな。

(事務局)

あくまでもこれは基本計画に基づいて計画の中で保全活用するためのルールを作っついこうとなつたからこの条例ができております。

(会員)

基本計画は一体誰が承認するんな。条例は市が市条例だから議員さんがするけど、基本計画は一体誰が認めてくれるんな。

(事務局)

これはそもそもの様々な主体が入ってこの計画を作っついっただです。最終的には敦賀市としてこの計画を作ったという形になっております。

(会員)

それは絵に描いた餅やないか。

(事務局)

絵に描いた餅ではないと思っております。これはあくまでも保全活動計画に理解のある方が入っていただく協議会なので。

(顧問)

敦賀市が計画を作ってこの10年間、計画ができたのは数年前だと思うんですけど、やってきているはずですよ。それは、僕は決して絵に描いた餅ではないと思います。その間に様々な議論がなされてこのまま基金で運営していったらお金が足りなくなるということもこの計画の中にしっかり書かれていて、そのためにみんなで中池見を協力して守っていこうと、自分たちが出せる分は出してやっていこうということでも合意されてその向きでずっと検討がされて行動もされてきたんです。だから、今ここに行政だけじゃなくてNPOの方とかカフェをやっている方とかいろんな方が野鳥の会を含めて参加して、中池見を良くしていこうということでもやってきたんです。それで、ここ数年ようやくいい動きになってきたはずですよ。みんなが参加して、じゃあイベントやろうよ、とかですわね、今日もこの素晴らしいチラシを配られていますけど、中池見で音楽についてやろう、みんなで飲み食いしながら楽しく盛り上がっていこうというイベントがなされている。決してこの計画は絵に描いた餅ではないですし、みんなでその方向でやっていこうと合意した上で進めてきたものだと思います。この協議会をメンバーの前身の人たちがその計画を作って、それを、多少代わった人もいるとは思いますが今のメンバーの中にもその時の中心メンバーがいて、引っ張ってきたはずですよ。ずっとそのままの議論できたのは僕は良かったことだと思います。何も動いていないわけでもないし、前進しているわけでもないと思います。ただ、やはり、基金がだんだん少なくなってくるというのが見えてきている中で、いよいよ市としても、基金がなくなることに対してどうしていかなければいけないのかということの問題提起されているわけです。少しでも延命したい、基金を長持ちさせたい、その間により多くの民間の活力を呼び込んだりして、中池見の保全がうまくような形でソフトランディングしたいという思いで、この会議を苦しみながらやってきているはずですよ。当然苦しいのは中池見ねっさんと一緒に、非常に苦しい中で、でもすごく建設的な意見をいただいていると思っております。なので、今が踏ん張りどころといえば踏ん張りどころだなというふうに思います。なので、お金がなくなるのはしょうがないですよ。お金というのは有限のもので、当然最初に積み重ねた基金から減っていくような使い方をしたら減っていくものですから、当たり前といえば当たり前ですね。それがなくなることが見えてきた中で、努力した中で、もう一踏ん張り頑張らなければいけないというときに、なくなることに対してどうこういう。どうやったらうまく回るようになるのかっていうよう議論が必要ですわね。例えば今、枝葉っておっしゃいましたが、水槽の議論だってこれまでの議論の積み上げがございまして、一度最初は市の方は先程も言っていたんですけど、野生に返してしまおうと、やめてしまおうと、ただそれは今のビジターセンターの魅力の一つであって、維持したいという

思いがあって。ならば、館長が管理を冬季間引き受ける形でどうだろうかというふうな議論に進んでいるわけです。中池見ねっとさんとすれば、そこで飼っている生き物は割と特殊な生き物も多いので、今までやってないけど大丈夫かなという不安があるというのを表明されて、当然そしたら、市の方としては館長さんが管理するためにその間に色々技術を教えてもらったりとか、そういったこともまだこれからも頑張ればできるところもあるだろうと思います。なので、そういったことを前向きに考えていかに資源が今少なくなっている中で、どうやってより良い管理でやっていくのかっていうのを議論する場なんだと僕は思っているんです。ただ、当然全体の資金のパイが減っていくので、どっかで我慢したり、どっかで今よりもちょっと下がってしまうところが出てくるのは避けようがないとは思いますが。その中で、どこが下げられるのか、みんなで我慢して妥協できるのかというところを議論して、今、見定めてる作業をしてると思います。

(会員)

ということは、資金が、収入がなかったらやめるんですか。ラムサール条約そのものもやめるんですか。それなら県は一体何をしてくてるんですか。

(顧問)

資金が少ない中でもみんなで持ち寄って上手に管理できる方法を考えようというのが趣旨だと思うんです。

(会員)

じゃあそれには条例が必要でしょ先に。こういうこととこういうこととこういうことをしましよとかこういうことはこうしましよっていう約束事があったうでの話でしょ。約束事がない上に次から次へと問題が提起されたからって言ってやっていくのであったらそれは仲良しクラブにしか過ぎませんよ。そんな話は県がすべき問題ではないでしょ、じゃあ県は一体なにをしてくれるんですか。

(顧問)

もちろん県もなにもしていないわけではございません。ここでの取り組みに対して補助を出したりとか、っていう形で管理に対しての方針に対して整備費の方の支援をしたりですとか、そういったことを今までもやってきましたし、これからもやっていくつもりです。

(会員)

じゃあそれは予算は一体おいくらくらいなんですか。年間おいくらなんですか。おたくらは1人県の職員さん10,000,000円くらいかかるでしょ。そのうち、職員を派遣するよりも、金銭でいただいたほうがよっぽどいいですよ。

(顧問)

金銭云々とか・・・

(会員)

金銭が最初に出てるからそういったわけです。



(会員)

条例がもともとなかったことは申し訳なかったというのが冒頭はあったんですね。去年の12月でしたっけ、条例案作りますっていう話の中で、本来は\*\*さんがおっしゃるように、この施設ができた段階で条例がなければいけませんでしたと。いうお詫びのような言葉が敦賀市からあったわけです。そもそも、条例がないからここの利用の今こうやって揉めている事になっているわけなので、そもそも色々な人がここをちゃんと使えるようにそういう事を考えたまさにこの中池見湿地の自然環境の保全及び自然環境を次代に継承する意識の啓発に資する施設としての条例を作りましょうということで、いま条例案について話をしているという意味で、\*\*さんがお怒りの点はごもっともやと思うんですけど、その議論というのは実はちょっと終わっていて、今はとにかく無いものを作らなきゃということで、ただ作るに関してちょっと違うのは、確かに市議会が決めることですが、そこにちゃんといわゆるステイクホルダーという人たちがちゃんと意見を言って、本当に中池見にとって良いものを作っていきましょうという意味で、この協議会があって、そこでの今議論となっているわけです。私が水槽の管理を館長がするのかねっとがするのか委託なのかどうなのかややこしいことを言っちゃったのが申し訳なかったんですけども、実は本当にそこらへんの細かいところがいちいち引っかかってくる話がちょっと色々あって、具体的に市との間でそういう話がなかなかさせていただけないものですから、この場を使わせていただいたというのが大変申し訳ないことでした。私としては、条例はなるべく早く作ったほうが良いというのは全員の意見です。なので、条例は早く作りたいからそのためにちゃんとした議論をしていきたいというふうに思っています。今日は非常に貴重な2回目なわけです。次の3回目ではまとめるということになっているので、今日の議論は非常に大事なところなんです。そこに私が些末なことを言って申し訳なかったんですけども。私にとってはあまり些末ではなかったんで言ってしまいました。なので、そういう意味で条例を考えるという話し合いに戻させていただきたいと思うんですけども。

(顧問)

条例を作るときに、施設の管理が本当にきちんと回るのかということが大事なんだと思います。今、\*\*さんから色々水槽の管理が些末だという話ありましたが、私は決してそうではないと思います。運用上の課題が生じないような条例案でなければ、実効性が担保できないので、そこはしっかり議論して、今まで議論したからいい方向にするためにどうしたらいいのかということを市の職員が考えていただいているので。

(会長)

さっき聞いたのが、そういう議論をした部分が条例のそこまで細かなところまでは載ってはいないけど載つけようとするのが議事としても残るので、文字としてはこれしか残らないけど、実際に例えば今日の細かいこととかそういったことについても今すぐは決めなくてももう少し回を重ねてそのあたりの細かい部分を見ていただいて、この部

分が必要でこの部分はちょっと我慢しなければならないかなというふうなところがもう少し出てきて、それはもう少し後だと思うんですけど、そういったところにつながっていけばいいのかな思っていて、3回目でまとめるとこまで行けるかどうかはあれなんですけど、そこはちょっと進行してて、そこまでやってたら多分おそらく手がかかると回らないので。

(顧問)

条例はどうしても議会に諮って決めなければいけないものなので、なかなか簡単には変えられないので、一般的には細かいところまで書かないのが条例ではよくあることなので、特に何人の職員を配置するとか書いている条例はまずないかと、あと、例えば博物館とか大きな施設を管理する条例の場合は何十人もスタッフが居るという場合は、例えば館長をぐらいの記載はあると思います。そのくらいの規模の施設だとそんな何人をとかそういうのはならないです。逆に入ってしまうことに縛られてしまって、やっぱり必要だったからと言って、そんなときにも柔軟な対応ができなくなるもとでもあるんですね。なので、文字に残る部分は残る部分としてある程度のものしか残らないし。ただ、今ここで議論していることは、必ず市のほうでも、もちろん県の方でも考えるべきところは考えて、その後の運用の中でみんなで議論して、やっていくためのいろんな議論が必要ですね。今回市の方の説明というところで、そういう中で市の紳士的な対応だと思うので、今、色んな意見をいただいて、アイデアを出していただいてなるべくそれを尊重するっていうのがいいんじゃないかなと。

(会長)

色んな意見をいただくことが大事だと思うので、ほかの委員の方の皆様方今の中のご意見とかを言っていただけるとありがたいですけど。個人的な感想としては、条文にとかってというのは、これだけしか書けないのでこれはこれでいいんですけども、さっきの細かなところと、ここはこうしたいとか我慢するのしょうがないよねっていうようなところの皆さんの考えを言っていただくことが次のところにつながってくると思うので、そのあたりどうですかね。

(事務局)

少し条文屋としてお話をいたしますが、条例とか条文とか言ったものはできてそれで全て上手いこといくのであればもっと早く作ってましたし、それこそ作らなかったことはごめんなさい、もっとごめんなさいなんですけれども、条文ってそういうものじゃないのですね。これは条文の作文をいたします私どもの感想ですけれども、条文案は条文案としてこれっていうなら、その先の議論でいただきたいわけですし、例えば、この条例を当初の予定通り12月議会にあげて、翌4月1日施行だとしましょうよ。そのあと、運用をしていかなければいけないわけですし、それに必要な議論というのはそれこそ市の施設ですから事務局としていただきたいわけですから。建設的な議論をお願いいたします。

(会長)

スロープカーっていうのはどれくらい維持費、今委託はやってないんですよね。維持管理とかそういうのは。

(事務局)

前回付属の資料として配った中に（環境みらいネットワークの）\*\*さんからのご要望で経費詳細っていうのを私つけてあるんですけど、お持ちじゃないですかね。それによりますと、その他設備保守点検ということで、エアコンですとか消防設備とかまとめて622,728円という、これは平成30年度実績としてあげてあるわけなんですけど、それは置いておくだけでほんとにかかる、スロープカーですから可動施設ですので、点検をしないわけにはいかない。点検をしたからにはそのメンテナンスをしなければならない。って言うことの費用として620,000円のうちスロープカーにだいたい300,000円とかですかねかかっておりまして、その他に電気代ですとか今動かすのに最低人1人つけておかなければならないというのであればその人件費とか言ったものがスロープカーの運用費として考えられることかと考えております。

(会長)

\*\*さんに聞きたいんですけど、檜曲の方と藤が丘の方の利用者っていうのは、向こうは大きいバスがつけれるので、団体さんとかだと思んですけどこっちの藤が丘のほうは地元のほんとの下の方々が来る事が多いんですか。

(会員)

そんなことないです。もっぱら藤が丘がやはりメインの道、ナビ入れるとこっちに来ちゃうっていうのもあるので非常に使っていると思います。スロープカーは。この前ザリガニ取り選手権したときも皆さんなるべく檜曲を使ってくださいと言ったんですけど、知っている人はみんな藤が丘で、すぐ来れるのがわかってらっしゃるので皆さんスロープカーを使って来られるという形になっています。実際、足の心配なお年寄りとかそれからベビーカーのお母さんたちはここはそれがあるから来れるという形で20年経っているんで、認知度というか、それはないと思います。今日も実は修学旅行の旅行先にしたいという話だったんですけど、車椅子をどうやって入れますかっていう話が出て、車椅子をとりあえずスロープカーで上がってきて、木道周りなら回れます。という話をさせていただきました。やはり来年はパラありますし、そういう意味でも車椅子で対応できる場所ということは結構重要なんだろうと思っています。

(会長)

すごく利用されているのがわかるし、ああいう物を持つと必ず維持管理とかなったときに非常にあれなので僕個人の意見ですと、とちょっとそのへんのところもあれかなという。たとえば檜曲のほうからもう少しアクセスできるようなことでもまだ長いっちゃ長いですよ。距離が。

(会員)

一番遠いのでやっぱりご案内するんですけども、檜曲の方からはいってくださいと

いうふうにするんですが、特に夏とか冬とかっていう厳しい季節はそこまで1キロあるんですよねーみたいな感じで言われてしまうことが多いんです。昔は、藤が丘の方から上がれる緩やかな山道があったんですね。ただそこが今通行止めになっていて、とってもいい道があったんですけども、その道は今もう閉鎖されていていま地崩れで、今、問題にされていると思うんですね。

(会長)

そんなことでもいいので、ほかの方あれば。

(会員)

私はやはり第5条の2（ママ）ですね。前項の規定に関わらず12月1日から翌年2月末日までの期間である日は第3条第1号の業務を行わないと言ってしまうところが、中池見の条例案にはそぐわないというふうに思っていて、そこに館長がいるのにこの施設、使わせてもらえないんですかということとは必ずおきてくると思います。実際私達が2010年に入ったときは冬季閉園してたんです。けども、結局人がここにいるのに、こられる方たちはおられるのに、毎月1000人はあそこ通られるんですから、そういう場所なのに開けないのっていうもったいないよねっていうところが開けることになったという経緯があります。ので、館長がひとりおられてその方が知識があるとか無いとか関係なくここ開かれるんだよねっていうことは絶対あると思うんです。結局話がまた戻っちゃうと私は感じます。確かに1人でも減らしたいというのはわかりますけど、最低限の捉え方ですよ。うーん。使えるようにするという文章は使えるようにはしてもらいたい。そうしなかったら、市民活動としての場としても使えないじゃないですか。

(事務局)

保全活動はできます。

(会員)

保全活動はできるけど、うーん、なんていうの。外だけで作業しろって辛いじゃないですか。だから、これは外の作業だけでなく、中でレクチャーをすとかそういうこと必ずつきものですよ。中で休憩して、おやつ食べながらレクチャー聞くとか、音楽会すとかがいいじゃないとおっしゃられる方おられますので、そういう方たちが使いやすい状況に私はさせていただくほうが敦賀市があれこれやるっていうのではなく、市民の皆さんの力を借りてっていうことが素直な条例になると思うんですね。

(会長)

12月1日から2月までの間に利用しようと思えばまた別の手続きが必要ということですか。休業日のときに利用するので、そういう解釈でいいんですか。

(事務局)

具体的に貸館とかですね。そこを使って会議を開きたいとかそういう対応は館長1人では対応は難しいなということでございまして、ただ、館長がいるときに立ち寄って休

憩をとっていただくとかそういったことは可能なんじゃないか、ただ、屋内の施設及び設備の提供でございますから、そういったところまでは、イベントとか貸館業務をしてイベントをするとかそういったところまでは館長1人だとなかなか負担は難しいのではないかという意味でこういった提案をさせていただいたということでございます、そこで立ち寄って休憩していただくとかはできると考えております。保全作業もしていただいて、そのときに寄っていただいて休憩をとっていただくことはできます。市民活動という意味では当然屋外施設はずっと空いておりますから、その間はずっと市民活動は可能でございますし、ただ、屋内の中のビジターセンターの中の貸館業務等を行わないという形で進めていただく。具体的な貸館業務や来場者対応等、実際には館長1人しかいないですから、全部の来場者に対応することはできないですけど、当然来られる方センターに詰めている時間帯に立ち寄り休憩とかはできるという状況ですね。

(会員)

あともう一つなんですけど、冬の間ってお問い合わせが多いんです。いつの季節に来るのがいいですか。とか、来年そちらに来たいと思ってるんですけど、どうやって利用申請したらいいですかとか、いついつは空いていますかと言うようなお問い合わせ、そういうことはどうなんですか。

(事務局)

館長でも対応しますし、現に休園日休館日のお問い合わせって私市役所にいまして20-1110つながらんけれどもというお問い合わせを受けるんですが、当然市で直営的に行うことになると思います。これは閉館をしたからとか休園をしたからと言って市の施設じゃなくなるわけではないので当然の業務かとそれは思います。

(会員)

えーと、すいません。ふれあいの里に来年の4月何日に団体で行きたいと思うんですけど、って言ったときに、対応はしていただけるということですか。

(事務局)

もともと市の業務ですよ、それ。

(会員)

それは館長がしてくださるんですね。

(事務局)

当然当課のほうに利用申請書来ますから、そういった形で対応させていただきます。決裁自体は本庁じゃなきゃしませんが。

(会員)

確認ですけど、僕が行こうとすると市役所じゃなくて、\*\*のあそこへ行くわけやね。

(会員)

\*\*じゃない。

(会員)

ねっとやない。ふれあいの里のあそこへ電話するわけやね。僕はあんまり花に詳しくないんですが、鳥だったら、どの鳥がとか問い合わせる。例えばノジコはもう入って居るのか？居ないのか？具体的なことの問い合わせってあると思うんですけど、それも館長が対応せなあかんわけやね。それで、申請用紙を取り寄せて、行く行かんを決めて、市役所に提出するという。電話で問い合わせをした際、なんか詳しくない人が出たから行くのを止めようか？と言う事に成らないか？それなら、初めからガイドの人とかおった方がいい。

(事務局)

そこは、市の職員がもっと勉強するべきだというご意見だと思うので、真摯に受け止めなければいけないし、市の職員も、もっと中池見のことについて細かな情報も勉強しなければ対応できないだろうっていうことだと思ってるので、それはその通りで、勉強していかなければいけないと思います。

(事務局)

それと、ノジコは何月にどのあたりで、とか、キンランはどのあたりに咲いているとか、そういうお問い合わせに対応することとは別に、いつその施設に行きたいとか、部屋を使いたいとか、このイベントをするとか、そういうのも条例にのっとった手続きになっていくんですけども、条例があろうとなかろうと、市長あての文書として市に出していただくものであって、ビジターセンターに出して終わりというものではもともとないです。

(顧問)

私、役所に働いているので、人事異動がすごく多いところで働いているんですけど、どうしても体制が変わらざるを得ないときには、それまでの知識・経験といったことが百パーセントすぐに引き継がれるということはない。でも、それは致し方のないことで、それまでの知識を持った方がずっといるというのが理想的なんですけれども、事情でそれができなくなったときに、次の人にバトンを渡さなければいけないとか、一時的に他の人とか、あり得るわけです。それを、管理の質が下がると見る向きも当然あり得ますけれども、市役所の職員が勉強するきっかけになるとか、自分事として考えるようになるとか、そういう捉え方もできるんじゃないかと思うんですね。今、どうしても多くの電話はふれあいの里に掛かって行って、市役所のほうに掛かるのはそのうちのいくつかがかも知れないんですけども、どちらもいろいろと掛かってくる。それを肌で感じているっていうのは、ねっとさん、当然あると思うんですけども、本当にできるのかなあと、不安が出てくるのはあると思うんです。ただ、それを一度市のほうで引き受けてみて、ああ、なるほど、こういう問い合わせもあるのかっていうことを勉強していくっていうのは、市のほうにも知識技術が蓄積されていくということにもなりますし、そういうコミュニケーションの中で、あの時言っていたのはこういうことだったのかとか気が付くこともあり得る。今までかみ合わなかったことが、同じ現場の管理を共有すること

で分かり合うことも、私はあると思うんですね。なので、不安はある。私も、いつも異動する前は思うんですけれど、それがチームで対応していることの意味でもあって、誰かが引き受けるときに、じゃあお前できるのか、やってみろよって突き放しちゃうと、僕はだめだと思う。市が管理を担ったときに、市も今までやってなかったから大変だよ、じゃあみんな支えるわって、そういうみんな支えあう姿勢こそがこの協議会なんじゃないかなって思うんです。

(会員)

あと、ホームページをもっと常設して、中池見ふれあいの里のホームページを開ければ、細かなことがわかる内容を、もっと親切に載せる方法もあるんじゃないかなって思う。

(会長)

そうやって現場に行きだすと分かってくるものもあるのかもしれないです。今は、どうしても委託ということがあるので。文字と写真で、書面で出てきたものを見ても、なかなか実感として湧いてこない。そういうメリット、デメリットあると思うんですけれど、この部分はこうしてほしいっていう意見を出しておいたほうがいいと思って。さっき言ったみたいに、やってみろって言うんじゃ、もうそれで終わりだと思うんで。じゃあ、この部分はこうしてほしいっていうのを、この協議会からの、みなさんの要望として、もちろんできる・できないはありますけれど、そういったことをどんどん出してもらってというのが、いい方向につながっていく、条例の細かなところにもつながっていくので、そのあたり、皆さんの意見を。できる・できないじゃなくて。

(会員)

条例のほうのおさらいといいますか。先ほど\*\*さんおっしゃいました12月1日から2月末日までは、施設設備の提供を行わない。それで、休憩くらいはしてもらえというの、たとえばトイレは使えるんですか。それは、施設の提供になるのか。現実問題として、入ったときにどこまで使えるのか。手くらい洗いたいとかあると思うんですが、それはどうなんですか。貸館はダメというのと、トイレの使える・使えないは一致してこない。そういう疑問と、表に出てこないところで、市の職員1名のみとする。今の館長さんは、市の職員なんですか。

(会員)

市の職員っていう扱いですよ。

(事務局)

扱いじゃなくて、市の職員です。

(会員)

先ほどの話で、異動もあるということでしたけれども、学芸員とは言いませんけれども、そういう専門の方を雇って、市が館長に充てるとか、そういう方法もあるのかなと思って。今そうされているのかは分かりませんが。それと関係のない方という

失礼かもしれませんが、ある程度、自然と関係のある方を、というか。

(会員)

学芸員を雇っていただけるんだったら、本当にありがたい。

(会員)

学芸員、プラス、雪かきとか、力仕事もできる。まあ、向いてる人というか、仕事内容とかありますんで、そういう方向性でお願いしますという。僕はお願いしたいなと思いますね。

(会員)

もし、冬にあそこにいる人が学芸員さんだったら、みんな会いに行くと思います。で、ここぞとばかりに勉強会とか開くと思う。で、そういう意味では、施設の提供になるのかならないのか、施設を使うという権利、それもありなのかな一っと。

(会員)

今、冬季の話をしてるんで。今の館長さんはともかく、将来的にですよ、そういう方を出していくって行く方向を出しておくっていうのは、通年いいかもしれないわけですので。

(会員)

館長は、ただ単に、ではなくて、情熱を一生懸命当たっていただく。じゃないと、対応できないケースも出てきてしまうので。そういう人材を配置してほしいですね。

(会員)

あと、雪かきとか、ボランティアとしてやったらどうですか？なければ冬の間、雪かき隊とか。そういうのは、できないんですか。

(会員)

みんな、あの、なかなか、そういう風には。

(会員)

例えば、1月は高校生とか。いや、皆さん、そういう自分からっていうの出てきてないんで。お金がかかる、お金がかかる、そればかりじゃないですか。ですから、ボランティアっていう言葉を出していくべきだ。力仕事とか。じゃなくても、たとえばボランティアでメダカの餌やりますとか。私行きますよ、行きます。あと、カメの好きな方来てください。そういうあり方を発信したら、絶対一人二人は、来ますよ。

(会員)

ここまででいうと、たとえば仕事のカテゴリーごとにボランティアを登録制にしておいて、必要な時には一斉にメールで流して、何人来れるか分かりませんが、そういうことも考えていかなあかんね。

(会員)

そういうの、SNS でガンガン発信して。

(会長)



なかなか SNS というのは、動きそうで動かない。たとえば、今中池見さんが発信するような、まではいかななくても、何かしら出していかないと。単純に館長さんがいるだけでは、人も来ないと思うんで。なんか、そういうひと工夫というか、なるべく施設を利用してもらう。

(会員)

今、お話をお聞きしておりまして、ボランティアという言葉いただきました。ボランティア・スタッフ。やはり、そういうのも皆さんのお知恵を拝借しながら、中池見の運営をしていかなければいけないだろうなど、認識しております。市としては、そうした場を提供しながら、皆様と共同で、やっていきたいというところでもあります。そういった万全の体制を作るというところで、条例を作るということで、いろいろと詰めていかなければいけないわけでございます。その後ろには資金の問題があり、たいへん苦渋な発言をしているわけですが、今後はますますボランティアとかいうような、活動の場で、なんとか中池見の保全を続ける方法はないのか、そういうところにつなげていきたいと、私どもは考えている次第でございます。

(会員)

ボランティアが、もっとたくさん来て、いろいろやってほしい、たとえば館長を助けてほしい、っていうことであれば、なおさら、この第1号の業務は行わないってしてしまうと、ど、どう、で、毎日、その都度都度利用申請を出して、決裁を待ってっていうことになるんですか。

(事務局)

そういった業務を行わずに、立ち寄ったり、申請書でなくて、立ち寄って休憩したりは、できる状況でございます。申請書を出して、冬季間、バシッとそこを占有して、自分たちで底を使うんだっていうイベント等の対応はしない。冬季の間も保全の活動が必要であれば、その活動をしていただいて休憩するとか、そういったことが可能な形にするために館長さんを置くということです。

(会員)

ごめんなさい。たとえばザリガニバスターズを毎月やっているんですけど、たとえばそれをやるっていうのは、どういう扱いになるんですか。

(事務局)

基本的には、屋内の業務の話ですので、屋外でザリガニバスターズをやるとか、そういったことには何も問題いのです。屋外は、そもそも開いておりますので。できるという考えです。

(会員)

中で、レクチャーはしてはいけない。餌やりとかもできない。

(事務局)

餌やり。終わった後に話をするとか。

(会員)

参加されたことないんですか。

(事務局)

ないです。

(会員)

ぜひ、ぜひ参加してください。ザリガニバスターズの後には、そのザリガニを館内の水槽の生き物にあげたりとか。それがまた一つの人気なんです。で、冬なので、意外と食欲がないから、動いてくれないとかいうこともあるんですけども、ま、そんな風にしてやっている、楽しんでいるわけですね。

(会長)

市としては、施設の管理をしなくてもいいわけじゃないですよ。館長さんは、その間もいるわけですよ。

(事務局)

います。

(会長)

館長さんが行えないような業務が入ってくるとこまるので、人をつけたい

(会員)

館長はいいから、私たちが使わせてくれっていうのはできるんですか。

(事務局)

できません。それは、できません。

(会員)

できないんだあ。

(会員)

薪ストーブがせっかくあるから、薪ストーブを使わせてくださいとかいうのもダメな  
んですか。

(会員)

安全管理が難しいでしょう。

(会員)

でも、野鳥の会さんが観察会するときに、雪があったら、あの窓ガラスから、いっぱいみれますよね。雪があればあるほど鳥見れるから、そういう時に薪ストーブ使わせてほしいとか、あると思うんですよ。やっぱり、寒いから。館長のいる事務室だけはあったかいと思うんですけど、それ以外は寒いので。基本、私たち冷房も暖房もほぼ入  
れていませんから。薪ストーブだけが頼りなんですよ、冬って。でも、それ、使えない  
んです、か。

(事務局)

無理ですね。

(会員)

そしたら、薪ストーブいつ使うんですか。

(事務局)

使えないですね。

(会員)

あってもなくても、一緒じゃないですか。

(事務局)

スロープカーも、なんですけれども、現状あるから使い続けなければならないかという、それによるコストって発生するわけですのでね。そのことを見越して、大変苦しい提案を我々はしているということです。提案の趣旨として。

(会員)

薪ストーブで焼き芋とか。いろいろ楽しいことできるんですけど。そういう風にも使えませんか。

(事務局)

それを維持するためっていうことを、少し考えてください。

(会員)

でも、館長がいるっていうだけで、使うこともできないんですよ。やるのは私たちがやるけど、ダメなんですよ。

(事務局)

責任はやっぱり、市にありますので。それは難しい。

(会員)

防火管理とか消防法とかもある。

(会員)

じゃ、使えないんだ。

(会員)

そりゃそうだ。不特定多数に安全管理は必ずつきもの。

(会長)

施設は完全には閉じないけれども、そういう制限はあるということですね。ま、案としては、そういうものだ。今、業務委託でお願いしている部分がそうじゃなくなるので、なくなる部分がある。その一つということ。

(会員)

冬の魅力の発信ってというのは、基本的に難しくなるってことですね。

(事務局)

ストーブとかは、ちょっと。暖を取るとかはできなくなる。大変ですけれども、屋外の保全活動とかはできる。ただ、どうしても、今までと比べて不便なところが出てくるといのは事実でございます。

(会員)

なんか、楽しみが減らされていく。なんか、なんて言うんですかね、せっかく楽しみがあるのに、それを生かせない条例なんですよね。お金は、確かに、このことでわずか、わずかと言っちゃいけないんですけども、守ることができるでしょうけれども、いずれなくなる。で、その後のことは、後のことは分かりませんので言いませんけれども、結局、春夏秋冬の美しさとか、春夏秋冬の楽しみを表に出して、あの、なんて言うんでしょう、もっといろんな人たちを集めて、集まっていたいで、冬も楽しいねえ、雪だるま作ろうねえ、焼き芋食べようねえ、みたいなことができる場所なのに、それは節約することなんです。

(事務局)

ですね。

(会員)

節約したら未来があるんですか。

(会長)

分かりますけれども、市職員一人でしか対応できなくなるところがある。それで、やはり制限がかかってくるってことなんです。で、これも、許可が全く取れないわけではないんです。仮に申請して。

(事務局)

いずれなくなるお金だから節約しなくてもいいというわけではないですし、今使うお金を減らしたいからってだけの理由で、こういう苦しい提案をしているわけでもないんです。この施設は市の施設ですから、そう簡単にはなくなりませんし、条例を作ればなおさらなくせなくなるわけなんですけれども、それを将来にわたって維持していくためには、将来にわたって市民の理解ということを得ていかねばならない中で、かかるコストというのは、少なければ少ないほど理解を得やすい。そうこともあって、先ほど来言われている、公務員は異動するから、もありますけれども、私が異動しても、課長が定年を迎えても、今の NPO の人がみんないなくなっても、それでも市民は誰かしらいる。そこで理解を求めていくための方策として、できるだけ約めるといってご提案をしております。少なくとも、今ある規模を、今楽しいからって、できなくなるんです。という理由で、ずーっと続けていく。それで理解が得られるとは、考えられません。私から、以上になります。

(顧問)

5条の2項「業務を行わない」ということを言い切ってしまうとお困るんですけども、逃げの条項って作っておかなくていいんですか。もしも、大きな国際会議っていうのを中池見でやりたいんだって来たときに、行わないって言いきっていると、逃げ道作っておかないと。

(事務局)

たとえば、2項に「ただし、必要と認める場合」のような但し書きをつけておくことは考えられます。考えられないではないですが、但し書きが1項にも2項にもあると、条文を書くほうとしては、単に作文がエレガントじゃないっていう理由で避けたいところはあるんですけどね。条文はエレガントに書かなきゃならないもんで。でも、作文の上で可能は可能です。

(会員)

使いたいのに、使いたいのにっていう人が私たち以外にも増えたらどうするんですか。条例変えられるんですか。

(事務局)

そういう機運が高まってくれば、条例は改正ができますので、将来的にそういうことがあるっていうことも考えられます。

(会員)

でも最初は閉まってるんですよ。使いたいのに使いたいのに使いたいのにって、ずっとたき続けなきゃいけないんですか。

(会員)

でも、それはそういうもんでしょ。

(会員)

条例ができる前から言ってるんです。なんとか方策はないのか。

(会長)

館長さんいないときはっていうのはよく分かるんですけども、じゃあ、いるときはどうなんですか。どのくらいまでが使えるというか。

(会員)

いわゆる貸館業務ととらえられるものについては、この条例では想定していないということです。申請書が出てくるとかのレベルでの使用は、想定していないと。ただ、緊急的にトイレ貸しほしいとか、休憩入らせてほしいとか、それは否定するものではなくて、今後の運用の相談の話だと思うんですね。

(会員)

ストーブが使えないっていうのは、どうなんですか。

(会員)

ストーブが使えないっていうわけではないんです。ただ、大きなイベントになって、わざわざストーブをつけなきゃならないとか、そういうことは想定していない。

(事務局)

いついっか、頼むから火をつけてくれということになってくると、これは施設の提供そのもので。

(会員)

施設の提供だからダメっていうことですか。

(会長)

館長さんがきちんと管理してとか。まあ、そんな細かな話に入るところじゃないんですけれども。

(会員)

運用の細かなところを整理するような、議論のテーブルにおけるのかなと、今考えているところです。

(会員)

館長がおるとい、で、休館日は月曜日ですよ。火曜から日曜まで館長はおるといことなんですか。休みは月曜1日だけということなんですか。

(事務局)

週休2日で対応させていただきます。管理のためにおりますので、通常の職員と同じだけの休みは取りますから。

(会員)

休み月曜だけなんですか。

(事務局)

ほかの季節と同じように、その曜日で開けてるってわけじゃないわけですので。

(会員)

あの、通常は、館長は週休2日で、で、1日には月曜ですよ。で、もう1日は中池見ねっとから1人出して、3人体制でやっているというのが現状です。だから、冬の間は館長1人だとしたら、館長お休みの日は誰か市の方が来られるって意味なんですよ。そういう意味になりますよね。

(事務局)

いえ、冬季、月曜日、休日の翌日っていう休館体制は維持しないですね。開けてる日と一致はしないですね。例えば、通常の職員と同じベースですと、管理のためにいる職員ですから、月曜日から金曜日まで、8時半から5時15分ということですね。館長が詰めているのは。

(会員)

え、ちょっとよく分かんない。

(会員)

月曜から土曜までいるということやね。

(事務局)

いえ、金曜日。

(会員)

え、土日休み。そうなんだ。そうでした。そういえば昔そうでした。冬季は土日が休みでうれしかった。つまり、土日が休みになるんですよ。そういうことになるんですよ。そう、思い出した。ってことは、基本的に使えないんですよ。

(会員)

月曜日休みって書いている。

(会員)

ううん。違うの。冬季になると、月曜から金曜日までの就労になって、土日館長お休みになるんですよ。冬季休館してた時、私たちは通常土日忙しいんですけど、冬季だけは土日休みでうれしいなって、家族と一緒にどっか行けるって思った憶えがあるので。多分、そういうことになるんですよ。だからあ、多分館長月曜日から金曜日までしかなくて、だから、土日はお休みだから、みんなが立ち寄りたくって、休憩したくっても誰もいないんです。

(会員)

土日は閉じてるっていうこと。

(会員)

だから、やっぱり使えないんじゃない。

(事務局)

でも、それで回ってた時代があるんですね。

(会長)

ちょっと、今のそれって、平日は開いてて、土日利用したいときは閉まってるっていう。

(事務局)

ただ、逆に、前回までいただいた意見で、生き物を持ち込むとか、何か取っていくとか、そういうのは人の目がないから危険だっていう発想からすると、むしろ人少ない時こそ館長一人くらいは維持すべ駅だっていう発想もあったんですけどね。

(会長)

さっき言った、利用しやすいって言うことで考えるなら、館長の勤務体系で開く・開かんが決まってくるっていうのは、なんかどうかと。

(事務局)

今考えられることを素直にお話しいたしまして、で、条文の、さらに細かい、こういう部分ですね。今後、こういうご意見いっぱいいただければいいと思うんです。

(会員)

散歩に来る人、鳥の観察に来る人、そういう人に対して親切な施設でないといけないと思うんです。

(会員)

ある程度削減っていうのは仕方ないにしても、極力サービスの低下は少なくすると思うか、そういうことでないと。

(会員)

開館時間を短くするとか。冬場は早く暗くなるんだし、3時までにするとか。

(会長)

雇用形態の話とかになると思うんですけども、それで、さっき出た、学芸員までいなくても、ちょっと詳しい人入れてもらうとか、そういう意見を言ってもらうのが大事だと思うんですね。ただ、今日は時間来てしまいましたので、あと1回、今のところと、あと、スロープカーのこととか、また意見を言ってもらったほうがいいのかなと。

(会員)

いろんな意見をいただきまして、いわゆる運用に関して、皆さんの思いがひしひしと伝わってくるわけで、そこをもういっぺん検討する形での、次回の議題になるのかなと、思っているところです。

(会長)

多分、いまの、ここですよ。最後、この形でいいのか、もう少し柔軟な対応ができる書き方ができるのか。今の土日閉まってるっていう話とか。

(事務局)

土日閉めるって書くわけでもないんですけど。今考えられるところを先ほど素直に説明したままで、今後、運用のことに関してご意見いただければと、今、課長からもあった通りです。意見はいつなりとも聞きます。

(顧問)

今日の意見を踏まえて、できることとできないことあるので、この中でいろいろ検討していただければいいかと思うんです。

(会長)

でも、何かと要望は言っていたほうがいいかと。

#### 【議事4】その他

(会長)

はい、では議事4その他のところで、説明いただけますか。

(事務局)

はい。では、簡単に、議事4その他のところですけども、各種助成制度について、自然環境の保全活用や、その保護の啓発活動に導入できそうな各種の助成金のリストをお示ししております。各主体の参考にしていただければと思います。なお、事務局、敦賀市環境廃棄物対策課といたしましては、このような情報を調べてもおりますし、民間主体で導入できる助成制度について、ほかの官公庁、民間の公益主体などから周知案内を受けることも多々ございます。その中で、自然環境保全などに関するものについては、その活動を主に行っている団体で、存じ上げているところに対して、ご出席の中池見ねっと様を含めてですけども、印刷物を郵送する形でありますとか、PDFデータとしてお送りする形で提供しております。ちなみに、前回の会議以降、そのような案内を差し上げたものと、敦賀市の地域じまんづくり事業、市民共同事業補助金、国際花と緑の



博覧会記念協会の花博自然環境助成、これは自然環境課さんからいただいたんでしたかね、そういったものを各団体に差し上げていたりもします。もし、本日まで出席の方のうちにも送ってほしい、という要望がありましたら、送付用のメールアドレスなど教えていただければと思います。資料4、議事4はそういう趣旨でつけております。以上になります。

(会長)

ほかに。あの、せっかくですから。

(会員)

あ、はいはい。ごめんなさい。ありがとうございます。秋祭り、今年もやらせていただきます。で、あの、茶蔵さんにもご参加いただいて、で、今年は、野鳥の会のかわいいぬいぐるみを作ってくださいの方がいらっしゃるんですけども、その方が作ってくださいモグラ叩きとか、通常、なんかご飯炊きとピザ焼きで目いっぱいになっちゃうところなんですけど、そういうちょっとした遊べるところ作ったり、あと、あの、奥井さんに素敵な革の、お財布づくりやってもらったりとか、センターのほうがいつも午前中がらっと空いてるんですけども、今年はセンターのほうも充実する形でやっておりますので、お越しいただければと思います。

(会長)

はい。ありがとうございます。でしたら、これで終わりますけれども、事務局のほうにお返しすればよいですか。

(事務局)

いろいろご意見いただいておりますが、議事録のほうに留めて、また共有していきたいなと思います。次回日程、また追ってお知らせをいたします。

(会長)

目処としては。

(会員)

次回で閉じるということではないんですが、また意見いただきますので。

(事務局)

運用面についての意見ということであれば、いつなりとも意見いただきますので。

(会長)

条例を上げようと思うと、最後のデッドライン、そこから逆算して。

(事務局)

昨年度の時点では、10月、11月のあたりで一回会議持ちたいということしておったんですけども、10月中くらいで持てればと、今のところ考えております。

(会長)

はい、わかりました。ではまた、日程の調整お願いいたします。それでは、これで、いろいろご意見いただいてありがとうございます。もう少し、いろんな意見いただく

必要があるかなとは思っておりますので、次回もよろしくお願いいたします。

閉会

(以上)